



# 令和4年度 第2回 始良市子ども・子育て会議

日 時 令和4年10月17日（月）

午後6時30分～

場 所 始良公民館 2階 会議室4・5

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 審議

①第2期始良市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直し（案）について

…資料1 p. 1

4. 報告

①始良市子ども館（子育て支援拠点施設）について…資料2 p. 20

5. その他

## 始良市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

区分	役 職	氏 名	委 嘱 期 間	備 考
子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者	学 識 経 験 を 有 す る 者	有 村 玲 香	令和4年6月27日 ～ 令和6年3月31日	子ども・子育て会議会長 鹿児島国際大学准教授
	始 良 地 区 医 師 会 代 表	山 野 ち な み	令和4年6月27日 ～ 令和6年3月31日	やまのクリニック院長
	民 生 委 員 ・ 児 童 委 員 代 表	秋 宗 郁 子	令和4年6月27日 ～ 令和6年3月31日	民生委員・児童委員 協議会連合会副会長
	市 教 育 委 員 代 表	藤 谷 和 泉	令和4年6月27日 ～ 令和6年3月31日	始 良 市 教 育 委 員
	市 学 校 長 会 代 表	大 川 宏	令和4年6月27日 ～ 令和6年3月31日	錦 江 小 学 校 校 長
	市 母 子 保 健 推 進 員 代 表	杉 尾 育 代	令和4年6月27日 ～ 令和6年3月31日	始 良 市 母 子 保 健 推 進 員 協 議 会 会 長
子ども・子育て支援に関する事業に 従事している者	市 社 会 福 祉 協 議 会 代 表	長 尾 貴 史	令和4年6月27日 ～ 令和6年3月31日	社 会 福 祉 協 議 会 地 域 在 宅 福 祉 課 長
	市 地 域 自 立 支 援 協 議 会 代 表	小 門 口 幸 二	令和4年6月27日 ～ 令和6年3月31日	市地域自立支援協議会代表 子ども部会部会長 (障がい者支援施設さちかぜ)
	市 内 幼 稚 園 代 表	矢 野 芳 秀	令和4年6月27日 ～ 令和6年3月31日	あいら幼稚園園長
	市 内 保 育 所 代 表	茶 圓 正 幸	令和4年6月27日 ～ 令和6年3月31日	始 良 市 保 育 協 議 会 会 長 ( 建 昌 福 祉 会 )
	市 児 童 ク ラ ブ 連 絡 協 議 会 代 表	駒 倉 國 治	令和4年6月27日 ～ 令和6年3月31日	児童クラブ連絡協議会会長 ( 児 童 ク ラ ブ か が や き ・ は や ぶ さ )
その他市長が必要と認める者	市 議 会 議 員 代 表	益 森 隆 史	令和4年6月27日 ～ 令和6年3月31日	始 良 市 議 会 議 員
	小 学 校 P T A 代 表	田 畑 佳 菜	令和4年6月27日 ～ 令和6年3月31日	西 始 良 小 学 校 校 長 P T A 副 会 長
	幼 稚 園 保 護 者 代 表	倉 岡 マ キ	令和4年6月27日 ～ 令和6年3月31日	錦 江 幼 稚 園 園 長 P T A 会
	保 育 所 保 護 者 代 表	藤 塚 里 恵	令和4年6月27日 ～ 令和6年3月31日	小 山 田 保 育 所 保 護 者 代 表

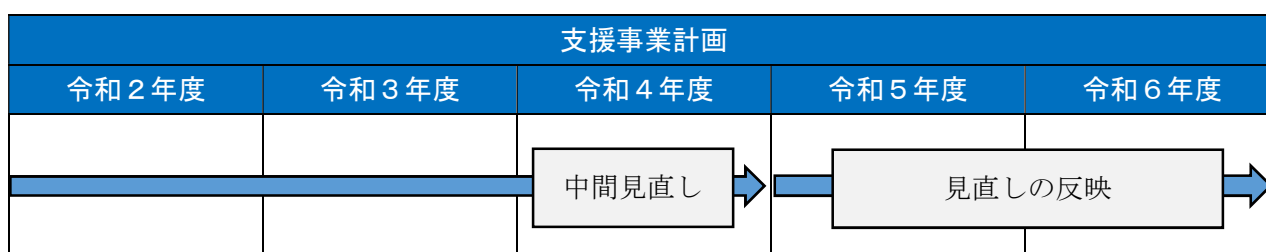
## 第2期始良市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直し（案）について

### I. 教育・保育の量の見込みと確保方策

#### 1. 事業計画の見直しについて

第2期始良市子ども・子育て支援事業計画（以下、支援事業計画という。）は、令和2年度から令和6年度の5か年を計画期間として定めており、国の基本指針等では、支援事業計画のニーズ量の予測「量の見込み」と実績値が大きく乖離した場合など、必要に応じて、中間年に見直しを行うことが求められています。

本年度は中間年にあたることから、令和5年度及び令和6年度の2年分の見直しについて、始良市子ども・子育て会議において審議し、年度内の改定に向けて取り組みます。



#### 【根拠法令等】

※教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て新給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本指針（平成26年内閣府告示第159号）

#### 2. 見直しの考え方

##### (ア) 保育・教育の量の見込み

教育・保育給付認定区分ごとの子どもの令和3年4月1日時点における実績値と支援事業計画における量の見込みとの間に **10%以上の乖離がある場合**、原則として見直しが必要となる。

##### (イ) 地域子ども・子育て支援事業

**必要に応じ**、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」についても見直しを行う。

### 3. 当初計画の計画値について

(ア) 量の見込み

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定(教育ニーズ)	1,041	1,026	1,026	1,021	1,027
2号認定(保育ニーズ)	1,184	1,144	1,142	1,129	1,144
3号認定(保育ニーズ)	911	925	933	932	929
0歳児	115	115	115	115	115
1～2歳児	796	810	818	817	814
合計	3,136	3,095	3,101	3,082	3,100

(イ) 確保方策

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定(教育ニーズ)	1,065	1,065	1,065	1,065	1,065
2号認定(保育ニーズ)	985	1,016	1,016	1,016	1,016
3号認定(保育ニーズ)	842	934	934	934	934
0歳児	208	237	237	237	237
1～2歳児	634	697	697	697	697
合計	2,892	3,015	3,015	3,015	3,015

### 4. 始良市の現状について

(ア) 令和4年度の施設ごとの定員と利用者数

(単位：人)

施設	令和4年度定員		令和4年度利用者数(実績)	
	教育	保育	教育	保育
幼稚園	580		480	
認可保育所		855		906
認定こども園	439	953	344	952
地域型保育		76		72
企業主導型保育事業所 (地域枠)		134		27
小計	1,019	2,018	824	1,957
合計	3,037		2,781	

(イ) 令和4年度 教育・保育施設の年齢別利用数について (R4.4.1 時点)

(単位：人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳児以上	合計
施設利用者数	105	312	380	621	1,363	2,781
保育所等	104	302	376	477	1,015	2,274
保育所	45	131	164	181	385	906
認定こども園(1号)				102	242	344
認定こども園(2・3号)	49	139	182	194	388	952
地域型保育事業	10	32	30			72
幼稚園				141	339	480
認可外保育施設利用者数	1	10	4	3	9	27
企業主導型	1	10	4	3	9	27

5. 教育・保育の量の見直しの要否の判断について

【令和3年4月1日時点における実績値と計画値の乖離率】

支給認定区分		実績値 A	計画値 B	差 C(A-B)	乖離率 D(C/B)
教育	1号認定(3~5歳児)	848人	1,026人	▲ 178人	▲17.3%
保育	2号認定(3~5歳児)	1,128人	1,144人	▲ 16人	▲1.4%
	3号認定(0歳児)	119人	115人	4人	3.5%
	3号認定(1・2歳児)	737人	810人	▲ 73人	▲9.0%
合計		2,832人	3,095人	▲ 263人	

→1号認定が10%以上の乖離となっているため、令和5・6年度について「量の見込み」の見直しが必要となる。

## 6. 推計人口の見直しについて

令和2年度から令和4年度までの児童数（0歳から5歳の人口）は、以下の通りです。  
新型コロナウイルス感染症の影響を加味し、下方修正等の見直しは行いません。

(単位:人)

区分	R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (推計)	R6年度 (推計)
0歳	564	608	644	640	639
1・2歳	1,321	1,269	1,260	1,382	1,377
3～5歳	2,225	2,179	2,168	2,174	2,200
合計	4,110	4,056	4,072	4,196	4,216

## 7. 教育・保育の量の見込みと確保方策の見直しについて

### ① 教育・保育の量の見込み

(単位:人)

区分	R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (推計)	R6年度 (推計)	
1号認定(教育ニーズ)	917	848	824	824	824	
2号認定(保育ニーズ)	1,152	1,128	1,177	1,129	1,144	
3号認定(保育ニーズ)	850	856	848	860	860	
	0歳児	82	119	118	115	115
	1～2歳児	768	737	730	745	745
合計	2,919	2,832	2,849	2,813	2,828	

#### (ア) 1号認定(教育ニーズ3～5歳)の量の見込み **【見直しあり】**

「実績値」と「量の見込み」に10%以上の乖離があるため、R4実績見込み値ベースで下方修正する見直しを行います。

#### (イ) 2号認定(保育ニーズ3～5歳)の量の見込み **【見直しなし】**

「実績値」と「量の見込み」に10%以下であることから、原則に基づき見直しは行いません。

#### (ウ) 3号認定(保育ニーズ0、1～2歳)の量の見込み **【見直しあり】**

##### ● 0歳児

「実績値」と「量の見込み」に10%以下であることから、原則に基づき見直しは行いません。

##### ● 1～2歳児

「実績値」と「量の見込み」に10%以下ではありますが、計画期間内平均値ベースで下方修正する見直しを行います。

② 教育・保育の量の見込みと確保方策の見直し

(ア) 1号認定（教育ニーズ3～5歳）の確保方策 【見直しあり】

市内の教育・保育施設の総利用定員及び整備計画に基づき、以下のように見直しを行います。

令和6年度に必要な定員の数は824人となっていますが、幼稚園、認定こども園の利用定員数は、令和6年度1,024人を見込んでおり、確保方策は余裕がある状況です。

(単位:人)

区分	R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (推計)	R6年度 (推計)
①量の見込み	917	848	824	824	824
②確保方策(利用定員数)	994	994	1,019	1,024	1,024
過不足(②-①)	77	146	195	200	200

(イ) 2号認定（保育ニーズ3～5歳）の確保方策 【見直しあり】

市内の教育・保育施設の総利用定員及び整備計画に基づき、以下のように見直しを行います。

利用定員数は、令和6年度1,079人を見込んでおり、量の見込み（入園児数）を下回るため、既存施設の定員増や運営転換、弾力的運用等によって対応していきます。

(単位:人)

区分	R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (推計)	R6年度 (推計)
①量の見込み	1,152	1,128	1,177	1,129	1,144
②確保方策(利用定員数)	1,001	1,032	1,079	1,079	1,079
過不足(②-①)	▲ 151	▲ 96	▲ 98	▲ 50	▲ 65

(ウ) 3号認定（保育ニーズ0、1～2歳）の確保方策 【見直しあり】

市内の教育・保育施設の総利用定員及び整備計画に基づき、以下のように見直しを行います。

利用定員数は、令和6年度0歳児235人、1～2歳児709人を見込んでおり、0～2歳児については、年度途中からの入園希望が見込まれるため、弾力的運用等によって対応していきます。

(単位:人)

区分	R2年度 (実績)		R3年度 (実績)		R4年度 (実績)		R5年度 (推計)		R6年度 (推計)	
	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳	0歳	1～2歳
①量の見込み	82	768	119	737	118	730	115	745	115	745
②確保方策(利用定員数)	206	627	221	664	235	704	235	709	235	709
過不足(②-①)	124	▲ 141	102	▲ 73	117	▲ 26	120	▲ 36	120	▲ 36

## Ⅱ. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

始良市では、子ども・子育て支援事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、以下の事業を実施しています。

次項より個別で見直しについて検討し、必要に応じて見直すこととします。

地域 子ども ・ 子育て 支援 事業	①地域子育て支援拠点事業	見直しあり
	②子育て援助活動支援事業	見直しなし
	③一時預かり事業	見直しあり
	④延長保育事業	見直しあり
	⑤病児・病後児保育事業	見直しなし
	⑥放課後児童健全育成事業	見直しあり
	⑦妊婦健康診査	見直しなし
	⑧乳児家庭全戸訪問事業	見直しなし
	⑨養育支援訪問事業	見直しなし
	⑩子育て短期支援事業	見直しあり
	⑪利用者支援事業	見直しあり



① 地域子育て支援拠点事業 **【見直しあり】**

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子が相互の交流を行う場所を開設し、交流・育児相談や情報提供等を行う事業です。令和4年4月に大楠ちびっこ園が民営化され、「蒲生てんてんこども園」となり、園内に「子育て支援センターようよう」が開設されました。また、令和6年には始良市子育て支援拠点施設子ども館を開設予定であることから、見直しを行います。

区分		単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画	量の見込み	人日	16,600	16,600	16,600	16,600	16,600
	確保方策	人日	16,600	16,600	16,600	16,600	16,600
		か所	6	6	6	6	6
見直し	量の見込み	人日	9,076	8,962	9,921	16,600	16,600
	確保方策	人日	9,076	8,962	9,921	16,600	16,600
		か所	6	6	7	7	7

※見直しの令和2年度、令和3年度の数值は実績、令和4年度の数值は実績見込み値。

② 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） **【見直しなし】**

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。計画値と実績値に乖離がありますが、令和4年度の実績見込みにおいて増加傾向と考えられることから、下方修正等の見直しは行いません。

区分		単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画	量の見込み	人日	980	980	980	980	980
	確保方策	人日	980	980	980	980	980
		か所	1	1	1	1	1
見直し	量の見込み	人日	422	393	655	980	980
	確保方策	人日	422	393	655	980	980
		か所	1	1	1	1	1

※見直しの令和2年度、令和3年度の数值は実績、令和4年度の数值は実績見込み値。

③ 一時預かり事業 **【見直しあり】**

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所やその他の場所で一時的に預かる事業です。幼稚園型は幼稚園の在園児を対象としています。

(幼稚園型)

実績値及び実績見込み値が計画値を上回ることから、見直しを行います。

区分		単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画	量の見込み	人日	17,500	17,400	17,300	17,200	17,500
	確保方策	人日	17,500	17,400	17,300	17,200	17,500
		か所	8	8	8	8	8
見直し	量の見込み	人日	19,773	18,949	18,554	19,773	19,773
	確保方策	人日	19,773	18,949	18,554	19,773	19,773
		か所	9	10	12	12	12

※見直しの令和2年度、令和3年度の数值は実績、令和4年度の数值は実績見込み値。

(幼稚園型以外)

実績値及び実績見込み値が計画値を下回っています。不特定多数の児童をお預かりする事業形態であることから、新型コロナウイルス感染症の影響が大いに考えられます。新型コロナウイルス感染症の影響を加味しても、年々利用実績（見込）が減少傾向であり、計画値との乖離が大きいことから以下のように見直しを行います。また、令和6年4月開所予定の始良市子育て支援拠点施設子ども館においても本事業を実施予定です。

区分		単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画	量の見込み	人日	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
	確保方策	人日	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
		か所	9	9	9	9	9
見直し	量の見込み	人日	1,540	853	441	1,000	2,000
	確保方策	人日	1,540	853	441	2,500	2,500
		か所	10	10	12	13	13

※見直しの令和2年度、令和3年度の数值は実績、令和4年度の数值は実績見込み値。

④ 延長保育事業 **【見直しあり】**

保育時間の延長に対する需要に対応するために、11時間の保育所開所時間を超えて保育を行う事業です。

「量の見込み」について、新型コロナウイルス感染症の影響を加味し、下方修正等の見直しは行いません。確保方策については、令和4年度実績見込みベースで見直しを行います。

区分		単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画	量の見込み	人	800	800	800	800	800
	確保方策	人	800	800	800	800	800
		か所	21	21	21	21	21
見直し	量の見込み	人	599	656	583	800	800
	確保方策	人	599	656	583	800	800
		か所	26	28	29	29	29

※見直しの令和2年度、令和3年度の数值は実績、令和4年度の数值は実績見込み値。

⑤ 病児・病後児保育事業 **【見直しなし】**

発熱等の急な病気等で、集団保育が困難な児童を一時的に施設において保育を行う事業です。新型コロナウイルス感染症の影響を加味し、下方修正等の見直しは行いません。

区分		単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画	量の見込み	人日	550	550	550	550	550
	確保方策	人日	750	750	750	750	750
		か所	1	1	1	1	1
見直し	量の見込み	人日	351	419	453	550	550
	確保方策	人日	750	750	750	750	750
		か所	1	1	1	1	1

※見直しの令和2年度、令和3年度の数值は実績、令和4年度の数值は実績見込み値。

⑥ 放課後児童健全育成事業 **【見直しあり】**

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に監護を受けることができない小学校児童に対して、授業後に生活の場、適切な遊びの場を提供する事業です。

計画値を上回る実績値が確認されていますので、見直しを行います。

区分		単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画	量の見込み	人(1年)	315	322	296	303	286
		人(2年)	287	271	281	263	273
		人(3年)	187	218	209	221	209
		人(4年)	114	113	135	131	141
		人(5年)	58	61	62	74	74
		人(6年)	39	35	37	38	47
		人(合計)	1,000	1,020	1,020	1,030	1,030
	確保方策	人	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
か所		22	22	22	22	22	
見直し	量の見込み	人(1年)	349	353	367	367	367
		人(2年)	284	305	302	302	302
		人(3年)	244	211	245	245	245
		人(4年)	128	144	130	130	130
		人(5年)	73	72	61	61	61
		人(6年)	27	30	44	44	44
		人(合計)	1,105	1,115	1,149	1,149	1,149
	確保方策	人	1,104	1,110	1,138	1,149	1,149
か所		24	25	26	26	26	

※見直しの令和2年度、令和3年度、令和4年度の数値はいずれも4月1日時点の実績値。

⑦ 妊婦健康診査 **【見直しなし】**

妊娠中の健康管理を行うとともに、異常を早期に発見し、早期に治療につなげることを目的に行う事業です。

本市では、健康診査を医療機関に委託し、母子健康手帳交付時に1人の妊婦につき14回分の受診票を発行しています。

下方修正等の見直しは行いません。

区分		単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画	量の見込み	人回	9,002	9,030	8,974	8,960	8,946
	確保方策	人回	9,002	9,030	8,974	8,960	8,946
見直し	量の見込み	人回	7,536	7,768	7,062	8,960	8,946
	確保方策	人回	7,536	7,768	7,062	8,960	8,946

※見直しの令和2年度、令和3年度の数值は実績、令和4年度の数值は実績見込み値。

⑧ 乳児家庭全戸訪問事業 **【見直しなし】**

母子保健推進員等が、生後4か月未満の乳児がいる家庭を全戸訪問し、アンケートにより乳児とその保護者の状況について確認し、その結果を行政につなぐとともに、健康や育児、母子交流の場等に関する情報提供を保護者へ行う事業です。

本市では、生後2～3か月の乳児がいる家庭を全戸訪問するとともに、独自事業として、生後9～10か月時における再訪問を実施しています。

コロナ禍においては、訪問を電話聞き取りに置き換える事案も複数ありました。

実績値と計画値に乖離がありますが、新型コロナウイルス感染症の影響を加味し、下方修正等の見直しは行いません。

区分		単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画	量の見込み	人	616	617	618	619	620
	確保方策	人	616	617	618	619	620
見直し	量の見込み	人	383	574	444	619	620
	確保方策	人	383	574	444	619	620

※見直しの令和2年度、令和3年度の数值は実績、令和4年度の数值は実績見込み値。

⑨ 養育支援訪問事業 【見直しなし】

養育支援訪問事業は、産後うつ等による育児不安や健康についての相談を受けて、特に支援が必要な保護者に対し、助産師等が家庭を訪問し、相談内容に応じた支援を行う事業です。

「実績値」と「量の見込み」の乖離が小さいため、見直しは行いません。

区分		単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画	量の見込み	人日	51	51	51	51	51
	確保方策	人日	51	51	51	51	51
見直し	量の見込み	人日	69	31	50	51	51
	確保方策	人日	69	31	50	51	51

※見直しの令和2年度、令和3年度の数值は実績、令和4年度の数值は実績見込み値。

⑩ 子育て短期支援事業 【見直しあり】

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要となった場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業であり、短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間養護等（トワイライトステイ）事業に分類されます。令和4年9月時点で夜間養護等（トワイライトステイ）事業の実績はありませんが、保護者からのニーズ等を踏まえ、必要に応じて実施を検討します。併せて、経済的な理由等により緊急一時的に保護を要する母子の利用についても検討します。

計画値を上回る実績値及び実績見込み値が確認されていますので、見直しを行います。

区分		単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画	量の見込み	人日	10	10	10	10	10
	確保方策	人日	10	10	10	10	10
		か所	3	3	3	3	3
見直し	量の見込み	人日	8	12	30	42	42
	確保方策	人日	8	12	30	42	42
		か所	3	3	6	6	6

※見直しの令和2年度、令和3年度の数值は実績、令和4年度の数值は実績見込み値。

⑪ 利用者支援事業 【見直しあり】

教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について、情報集約と提供を行うとともに、子どもや保護者から施設・事業等の利用に当たっての相談に応じ、必要な情報提供・助言を行い、関係機関との連絡調整等を行う事業です。本市は予てより保健師等の専門職がすべての妊産婦等を対象に利用者支援と地域連携をともに実施する「母子保健型」を実施してきました。始良市子ども館設置後は、始良市子ども館にて利用者支援と地域連携をともに実施する「基本型」を実施します。また、令和6年4月に施行される改正児童福祉法に規定される「子ども家庭センター」の設置に向けた取組を進めます。それに伴い、以下のように見直しを行います。

基本型

区分		単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画	量の見込み	か所	0	0	0	0	0
	確保方策	か所	0	0	0	0	0
見直し	量の見込み	か所	0	0	0	1	1
	確保方策	か所	0	0	0	1	1

特定型

区分		単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画	量の見込み	か所	0	0	0	0	0
	確保方策	か所	0	0	0	0	0
見直し	量の見込み	か所	0	0	0	0	0
	確保方策	か所	0	0	0	0	0

母子保健型

区分		単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画	量の見込み	か所	1	1	1	1	1
	確保方策	か所	1	1	1	1	1
見直し	量の見込み	か所	1	1	1	1	0
	確保方策	か所	1	1	1	1	0

子ども家庭センター型(仮称)

区分		単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画	量の見込み	か所					
	確保方策	か所					
見直し	量の見込み	か所					1
	確保方策	か所					1

※見直しの令和2年度、令和3年度の数值は実績、令和4年度の数值は実績見込み値。

## 「第2章 子ども・子育て支援の基本的な考え方」に関する修正（案）

No.	頁	関連部署	修正前	修正後（見え消し）	備考
1	37	子どもみらい課 子ども政策係	<p>(1) 子育て家庭への支援</p> <p>① 子育て支援サービスの充実</p> <p>本市では、平成31年4月1日現在、4か所の地域子育て支援センター及び2か所のつどいの広場を設けていますが、天候に左右されない育児交流を行う場所の整備や保育園開放を通じて子育てに関する相談、機関紙による育児に関する情報提供を行うとともに、子育てサークルの活動支援や一時預かり等の充実を図っています。</p> <p>今後も、地域子育て支援センターを子育て支援の拠点と位置づけ、相談事業における各行政分野との連携強化、専門の職員による相談や必要な情報の提供を行うとともに、子育てサークルの活動支援を継続して推進します。</p> <p>②(略)</p> <p>③相談支援体制の充実</p> <p>本市では、子育て等に対する悩み・不安を解消するため、子育てコンシェルジュ、子ども相談支援センター(あ</p>	<p>(1) 子育て家庭への支援</p> <p>① 子育て支援サービスの充実</p> <p>本市では、令和5年平成31年4月1日現在、5-4か所の地域子育て支援センター及び2か所のつどいの広場を設けています。蒲生地区に所在する公立認定こども園で地域子育て支援センターの類似事業を実施していましたが、令和4年4月の民営化に伴い新たな地域子育て支援センターを蒲生地区に設置するに至りました。また、子育て世帯を包括的に支援するための中核となる拠点施設として「子育て支援拠点施設 始良市子ども館」を整備します。が、天候に左右されない育児交流を行う場所の整備や保育園開放を通じて子育てに関する相談、機関紙による育児に関する情報提供を行うとともに、子育てサークルの活動支援や一時預かり等の充実を図っています。</p> <p>今後も、地域子育て支援センターを子育て支援の拠点と位置づけ、相談事業における各行政分野との連携強化、専門の職員による相談や必要な情報の提供を行うとともに、子育てサークルの活動支援を継続して推進します。</p> <p>②(略)</p> <p>③相談支援体制の充実</p> <p>本市では、子育て等に対する悩み・不安を解消するため、子育てコンシェルジュ、子ども相談支援センター(あ</p>	<p>● 子育て支援センターよう</p> <p>● 子ども館整備計画</p>



## 「第2章 子ども・子育て支援の基本的な考え方」に関する修正（案）

No.	頁	関連部署	修正前	修正後（見え消し）	備考
1	37	子どもみらい課 子ども政策係	<p>いびあ)、基幹相談支援センター(あいか)、子育て支援センター等を配置・設置し、相談への対応、必要に応じた支援・情報提供を行っています。</p> <p>今後、引き続き相談支援体制を確保するとともに、これらの事業の周知を図ります。</p>	<p>いびあ)、基幹相談支援センター(あいか)、子育て支援センター等を配置・設置し、相談への対応、必要に応じた支援・情報提供を行っています。</p> <p>今後、引き続き相談支援体制を確保するとともに、これらの事業の周知を図ります。</p> <p><b>また、令和6年4月1日に施行される改正児童福祉法に規定する「子ども家庭センター」及び「地域子育て相談機関」の設置に向けた取組を進めます。</b></p>	<p>●改正児童福祉法</p>
2	39	健康増進課 母子保健係	<p>(2) 母子の健康の確保と増進</p> <p>① 安心して妊娠・出産できる環境の確保</p> <p>子どもを安心して生み育てるためには、妊娠期から出産に至るまで、切れ目のない一貫した支援が必要です。</p> <p>本市では、安心して妊娠期を過ごし、無事に出産を迎えることができよう、母子健康手帳の交付時に個別の面談を行い、必要に応じて支援しています。また、保護者の育児不安の解消を図るため、産後ケア、新生児訪問、乳幼児健診等の場を活用し、出産後の相談に応じています。さらに、妊産婦健康診査や新生児聴覚検査にかかる費用の助成を行うとともに、不妊に悩む夫婦が受ける治療費の一部についても、助成を行っています。</p> <p>今後、これらの事業を継続して実施し、子どもを安心して妊娠・出産できる環境の確保に努めます。</p>	<p>(2) 母子の健康の確保と増進</p> <p>① 安心して妊娠・出産できる環境の確保</p> <p>子どもを安心して生み育てるためには、妊娠期から出産に至るまで、切れ目のない一貫した支援が必要です。</p> <p>本市では、安心して妊娠期を過ごし、無事に出産を迎えることができよう、母子健康手帳の交付時に個別の面談を行い、必要に応じて支援しています。また、保護者の<b>健康支援</b>や育児不安の解消等を図るため、産後ケア、新生児訪問、乳幼児健診等の場を活用し、出産後の相談に応じています。さらに、妊産婦健康診査や新生児聴覚検査にかかる費用の助成を行うとともに、<b>不妊に悩む夫婦が受ける治療費の一部についても、助成</b>を行っています。</p> <p>今後、これらの事業を継続して実施し、子どもを安心して妊娠・出産できる環境の確保に努めます。</p>	<p>※文言修正</p>

## 「第2章 子ども・子育て支援の基本的な考え方」に関する修正（案）

No.	頁	関連部署	修正前	修正後（見え消し）	備考
3	40	学校教育課 学校事務係	<p>① 学校における教育環境の整備</p> <p>◆ 教育内容の充実</p> <p>子どもたちの生きる力を育成するために、主体的に学ぶ態度の育成及び知識や技能の習得、思考力・判断力・表現力等を重視した教育を推進します。</p>	<p>① 学校における教育環境の整備</p> <p>◆ 教育内容の充実</p> <p>子どもたちの生きる力を育成するために、主体的に学ぶ態度の育成及び知識や技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成を重視した教育を推進します。</p>	※ 文言修正
4	40	社会教育課 社会教育係	<p>◆ 地域との連携・協働による学校づくり</p> <p>学校評議員制度や学校関係者評価等の地域の声を学校経営へ反映するとともに、地域住民を中心にボランティア支援や協力を要請するなど、地域学校協働活動に基づいた地域との連携・協働を図り、地域の中の学校づくりに努めます。</p>	<p>◆ 地域との連携・協働による学校づくり</p> <p>学校評議員制度や学校関係者評価等の地域の声を学校経営へ反映するとともに、地域住民を中心にボランティア支援や協力を要請するなど、<b>SVC + (地域学校協働活動)</b>に基づいた地域との連携・協働を図り、地域の中の学校づくりに努めます。</p>	※ 文言修正
5	41	男女共同参画課 男女共同参画係	<p>(4) 子育てと社会参加の両立支援</p> <p>① ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進</p> <p>女性の就業率が上昇傾向にある中、母親・父親問わず子育てに参加するとともに、社会全体で子育てを支える環境を整備することで、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現させる必要があります。</p>	<p>(4) 子育てと社会参加の両立支援</p> <p>① ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進</p> <p>女性の就業率が上昇傾向にある中、<b>女性が働きやすい職場環境を整えるとともに、母親・父親男女</b>問わず子育てに参加する<b>とともに</b>ことを推進し、社会全体で子育てを支える環境を整備することで、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現させる必要があります。</p>	※ 文言修正

## 「第2章 子ども・子育て支援の基本的な考え方」に関する修正（案）

No.	頁	関連部署	修正前	修正後（見え消し）	備考
5	41	男女共同参画課 男女共同参画係	<p>職場優先の意識を解消し、家族との時間を大切にできる職場環境づくりに取り組みます。</p> <p>◆ ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進</p> <p>様々な機会を活用して、仕事と生活の調和の重要性に関する市民の理解促進や、仕事と子育てを両立しやすい社会の実現に向けた社会的気運の醸成に努めます。</p> <p>具体的には、インターネット等を活用した周知・広報によるワーク・ライフ・バランスの理念を踏まえた意識啓発を推進するとともに、父親の子育て参加を促すような講座の実施、職場や地域社会全体に対する男性の育児休業の取得に関する意識啓発等を推進します。</p>	<p>職場優先の意識を解消し、<b>家族との時間を大切にできる職場環境づくりに誰もが自分のライフステージに合わせてやりがいを持って働き続けられる環境づくりに取り組</b>みます。</p> <p>◆ ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進</p> <p>様々な機会を活用して、<b>仕事と生活の調和ワーク・ライフ・バランスの重要性に関する市民の理解促進や、仕事と子育てを両立しやすい社会の実現</b>に向けた社会的気運の醸成に努めます。</p> <p>具体的には、<del>インターネット等</del><b>を活用した周知・市民・事業所等への広報等</b>によるワーク・ライフ・バランスの理念を踏まえた意識啓発を推進するとともに、<b>働きながら子育てを可能とする「両立支援」が図れる就業環境の整備に努めます。父親の子育て参加を促すような講座の実施</b>また、<b>職場や地域社会全体</b>に対する男性の育児休業の取得に関する意識啓発等を推進します。</p>	※ 文言修正

## 「第2章 子ども・子育て支援の基本的な考え方」に関する修正（案）

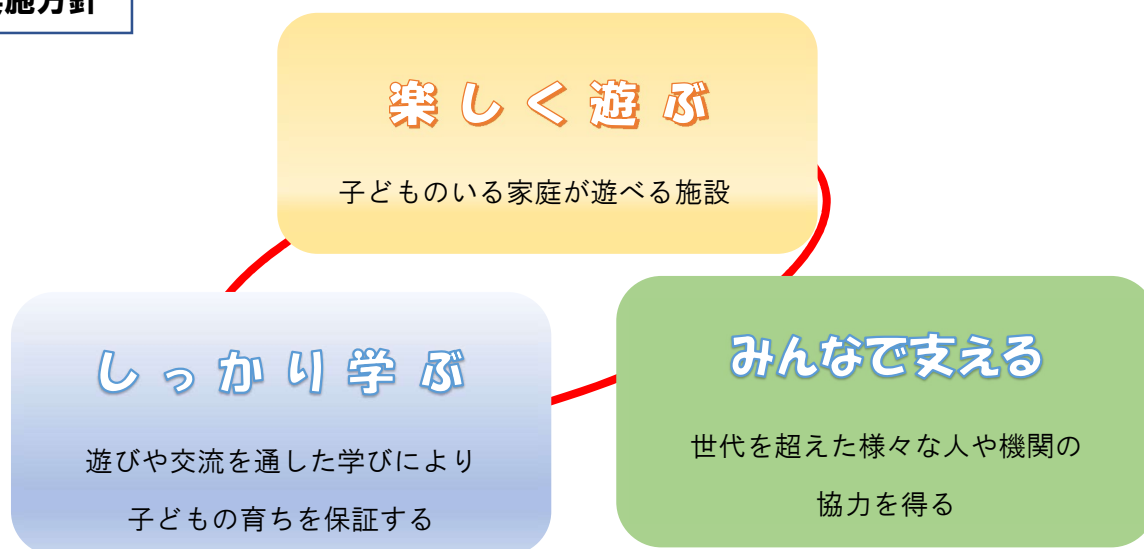
No.	頁	関連部署	修正前	修正後（見え消し）	備考
5	41	男女共同参画課 男女共同参画係	<p>◆ 事業所の取組の促進</p> <p>事業所へのワーク・ライフ・バランスに関する啓発を行うとともに、これらの取組に積極的に取り組む事業所のホームページへの掲載等、仕事と生活の調和を実現している事業所への社会的評価の促進に努めます。</p>	<p>◆ 事業所の取組の促進</p> <p><del>事業所へのワーク・ライフ・バランスに関する啓発を行うとともに、これらの取組女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組む企業・事業所のホームページを掲載する等を行うとともに、仕事と生活の調和を実現している事業所へのそれぞれの状況に応じた取組を宣言する企業・事業所として、「女性活躍推進宣言企業」への登録など、社会的評価の促進に努めます。</del></p>	※ 文言修正
6	45	子どもみらい課 子ども福祉係	<p>(5) 専門的な支援を必要とする子どもや家庭への支援</p> <p>① 児童虐待対策の充実</p> <p>児童虐待は、子どもの心身の成長や人格形成に大きく影響を与えものであり、迅速かつ適切な対応が求められています。</p> <p>本市では、養育支援を必要とする家庭を子ども相談支援センター(あいびあ)等の関係機関を通じて早期に把握し、各種事業を活用して虐待を予防するとともに、虐待の早期発見、早期対応に努め、児童相談所の権限や専門性を必要とする場合には、速やかに児童相談所による支援を求めるなど、関係機関との連携に取り組んでいます。</p>	<p>(5) 専門的な支援を必要とする子どもや家庭への支援</p> <p>① 児童虐待対策の充実</p> <p>児童虐待は、子どもの心身の成長や人格形成に大きく影響を与えものであり、迅速かつ適切な対応が求められています。</p> <p>本市では、養育支援を必要とする家庭を子ども相談支援センター(あいびあ)等の関係機関を通じて早期に把握し、各種事業を活用して虐待を予防する<del>る</del><b>未</b>然防止を図るとともに、虐待の早期発見、早期対応に努め、児童相談所の権限や専門性を必要とする場合には、速やかに児童相談所による支援を求めるなど、関係機関との連携に取り組んでいます。</p>	※ 文言修正

## 「第2章 子ども・子育て支援の基本的な考え方」に関する修正（案）

No.	頁	関連部署	修正前	修正後（見え消し）	備考
6	45	子どもみらい課 子ども福祉係	<p>今後も、これまでの取組を継続して実施し、児童虐待の防止や被害児童に対する支援の充実に努めます。</p>	<p>今後も、これまでの取組を継続して実施し、児童虐待の防止や被害児童に対する支援の充実に努めます。併せて、令和6年4月1日に施行される改正児童福祉法に規定する「子ども家庭センター」の設置に努め、妊娠期からの切れ目のない支援に取り組みます。</p>	<p>● 改正児童福祉法</p>
7	46	長寿・障害者福祉課 障害者福祉係	<p>③ 障がいのある子ども等を抱える家庭への支援</p> <p>～略～</p> <p>今後も、上記の計画に基づき、居宅介護や障害児通所支援、短期入所等のサービスの充実、関係機関との連携による支援体制の充実に努めます。</p> <p>また、発達障がいを含む障がい児の多様なニーズに対応するため、基幹相談支援センター（あいか）の充実・周知を図るとともに、様々なサービスを組み合わせ合わせた総合的な生活支援のためのケアマネジメンツの実施体制づくりに継続して取り組みます。</p>	<p>③ 障がいのある子ども等を抱える家庭への支援</p> <p>～略～</p> <p>今後も、上記の計画に基づき、障害児通所支援や居宅介護、短期入所等のサービスの充実、関係機関との連携による支援体制の充実に努めます。</p> <p>また、発達障がいを含む障がい児とその家族の多様なニーズに対応するため、基幹相談支援センター（あいか）を中心としたの充実・周知を図るとともに、様々なサービス等を組み合わせ合わせた総合的な生活支援につながるためのケアマネジメンツを実施できるよう努めますの実施体制づくりに継続して取り組みます。</p>	<p>※ 文言修正</p>

## 始良市子育て支援拠点施設（子ども館）実施事業について（運営方針より抜粋）

### 事業実施方針



### 事業実施概要

#### ①地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業で、次に掲げる事業を実施します。

- ア 天候にかかわらず安全に、そして気兼ねなく子どもたちが遊ぶことができる場所の提供
- イ 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ウ 子育て等に関する相談、援助の実施
- エ 地域の子育て関連情報の提供
- オ 子育て及び子育て支援に関する講習会等の実施 等

#### ②一時預かり事業

保護者の一時的な就労や通院、冠婚葬祭等により家庭において保育を受けることが困難となった乳幼児を預かる事業で、保護者の育児などによる負担解消などの私的な理由によっても利用できるものとします。

#### ③利用者支援事業

子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施する事業です。



施設名	運営時間	休館日	利用対象者	利用料
始良市 子ども館	支援センター 9:00~17:00 ※混雑時は1時間程度の時間制限を検討。 ※12~13時は消毒等のため閉場	毎週水曜日 12月29日~ 1月3日	・小学校3年生までの者及びその家族 ・妊娠中の者及びその家族 ・その他市長の認める者  定員：100名	無料 ※多目的ルームの専用使用は料金が必要
	一時預かり 9:00~19:00	同上	生後3ヶ月から就学前の児童 定員6~18名（年齢により変動）	1時間 3歳以上 400円 3歳未満 500円

### 子ども館等近隣施設一覧表

施設名	運営時間	休館日	利用対象者	利用料
鹿児島市 すこやか子育て交流館 愛称 りぼん館	ふれあいランド他 9:00~17:00 ※90分の利用を呼び掛けている。	毎月第1月 曜日及び 12月29日~ 1月3日	・小学校3年生までの者及びその家族 ・妊娠中の者及び同伴する者 ・子育て支援に係る活動を行う者 ・子育てに係る相談等を希望する者  定員：120名	無料 ※学習室や多目的ルームの専用使用は料金が必要
	一時預かり 9:00~16:30	同上	2ヶ月から就学前。週2日まで	1時間 500円 週2日まで
霧島市 こども館 愛称 すかいぴあ	遊戯室他 9:30~12:30 13:30~17:00 ※各遊戯室は30分ずつの利用時間制限あり。	毎週火曜日 (祝日の場合は次の平日) 12月29日~ 1月3日 ※臨時休館あり	・未就学児の親子（遊戯室） ・ハイハイ・よちよちルーム ：24か月まで ・からだ・うんどうルーム えほん・ちいくルーム ：2~6歳 ・屋外遊具：小学生まで ・展望・休憩スペースはフリー	無料
	ふれあい広場 10:00~12:00 13:00~16:00 一時預かり 10:00~19:00	12/29~1/3  12/29~1/3	未就学の親子  1歳から小学3年生	無料  1時間300円 初めての利用は登録料1,000円





○始良市子ども・子育て会議条例（平成26年3月31日条例第2号）

○始良市子ども・子育て会議条例

平成26年3月31日条例第2号

改正

平成27年3月26日条例第8号

始良市子ども・子育て会議条例

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、始良市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議する。

（組織）

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1） 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- （2） 子ども・子育て支援に関する事業に従事している者
- （3） その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱日から当該委嘱日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、任期中委員がその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長）

第5条 子ども・子育て会議に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めその説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、子どもみらい課において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（会議の招集の特例）

2 第6条第1項の規定にかかわらず、会長が定められていない場合は、市長が会議を招集する。

附 則（平成27年3月26日条例第8号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

## 始良市子ども・子育て会議運営指針

始良市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の円滑な運営を図るため、次の事項について定める。

### 1 会議の開閉

会議の開会と閉会は、会長が宣告する。

### 2 発言

委員は、会長の許可を得た後に発言するものとする。

### 3 会議の記録

次に掲げる事項を記録した会議録を子どもみらい課（以下「事務局」という。）にて作成し、保存するものとする。また、会議録には会長とあらかじめ会長が議事に先立ち指名した出席委員が署名するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席した委員等の氏名
- (3) 会議の議題
- (4) 会議経過の要旨
- (5) その他会長が必要と認めた事項

### 4 会議録等の公開

会議録や会議資料は、原則公開とし、その公開方法については、次のとおりとする。ただし、ホームページに掲載する場合は、要点筆記形式とする。

- (1) 事務局での閲覧
- (2) ホームページへの掲載

### 5 会議の公開

会議は、原則公開とし、会議の開催に当たってはホームページに開催の概要を掲載する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 非公開とすることについて法令等に規定されている場合
- (2) 始良市情報公開条例（平成22年始良市条例第17号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項を議事とする場合
- (3) 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

### 6 傍聴の手続

- (1) 会議を傍聴しようとする者は、傍聴受付簿に必要事項を記入するものとする。

(2) 傍聴の受付時間は、原則として会議の開会予定時刻の30分前から15分前までとする。

#### 7 傍聴人の定員

傍聴人の定員は、会場の規模に応じて会長が調整する。また、傍聴希望が定員を超えるときは、先着順とする。

#### 8 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、傍聴するにあたり、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入らないこと。

(2) 写真、動画等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、報道機関の取材活動について、会長の許可を得た場合は、この限りではない。

(3) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) やむ得ない場合を除き、傍聴中に入退室をしないこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

#### 9 傍聴が認められない者

鈍器その他の危険なものを持っている者、酒気を帯びている者、審議に影響を及ぼす恐れのあるものを携帯又は着用している者、その他秩序を乱す恐れがあると認められる者の傍聴は禁止とする。

#### 10 傍聴人の退場

傍聴人は、会議を公開しないと決定したときは、速やかに退場しなければならない。

#### 11 職員の指示

傍聴人は、事務局の職員の指示に従わなければならない。

#### 12 違反に対する措置

傍聴人がこの運営指針に違反するときは、会長はこれを制止するとともに、その指示に従わないときは、事務局の職員に命じ、退場させることができる。

#### 13 その他

上記に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項が生じたときは、会長が会議に諮って定める。

#### 14 附則

この運営指針は、令和2年4月1日から施行する。